

## ○多古町就学援助費支給規則

(平成19年4月1日教育委員会規則第5号)

|    |                      |                       |
|----|----------------------|-----------------------|
| 改正 | 平成20年2月1日教育委員会規則第1号  | 平成20年3月25日教育委員会規則第7号  |
|    | 平成21年3月25日教育委員会規則第6号 | 平成24年6月22日教育委員会規則第12号 |
|    | 平成25年3月28日教育委員会規則第1号 | 平成26年6月20日教育委員会規則第5号  |
|    | 平成28年7月1日教育委員会規則第8号  | 平成29年1月26日教育委員会規則第1号  |
|    | 平成29年6月12日教育委員会規則第3号 | 平成29年12月28日教育委員会規則第4号 |
|    | 平成31年3月29日教育委員会規則第3号 | 平成31年4月23日教育委員会規則第5号  |
|    | 令和4年2月16日教育委員会規則第1号  | 令和4年4月20日教育委員会規則第4号   |
|    | 令和4年11月22日教育委員会規則第5号 |                       |

## (目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定により、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒又は入学予定者(以下「児童生徒等」という。)の保護者に対し、当該児童生徒等の就学に要する経費の一部として、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 法第18条の学齢児童及び学齢生徒で、公立の小学校又は中学校(以下「公立小中学校」という。)に在籍するものをいう。
- (2) 入学予定者 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者のうち、公立の小学校に就学する予定のものをいう。
- (3) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 要保護児童生徒 第9条の規定により要保護児童生徒に係る認定を受けている児童生徒をいう。
- (5) 準要保護児童生徒 第9条第1項の規定により準要保護児童生徒に係る認定を受けている児童生徒等をいう。
- (6) 世帯員 第9条第1項の認定に係る児童生徒等と住所(集合住宅にあっては、部屋番号を含む。以下同じ。)を同一にする者(住所が同一であっても、住居が異なることを証明できる家屋の構造になっている場合は、住居を同一にする者)及び当該児童生徒等と送金等の方法により生計を一にしていると認められる者をいう。

## (支給対象者)

第3条 就学援助費の支給を受けることができる者は、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者とする。

## (支給対象経費)

第4条 就学援助費の支給の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 要保護児童生徒 当該要保護児童生徒に係る次に掲げる経費
  - ア 修学旅行費
  - イ 医療費
- (2) 準要保護児童生徒 当該準要保護児童生徒に係る次に掲げる経費
  - ア 学用品費
  - イ 通学用品費(第1学年の児童生徒に係るものを除く。)

- ウ 新入学児童生徒学用品費(第10条第1項第2号アの規定に該当する第1学年の児童生徒に係るものに限り、当該年度の前年度において入学準備学用品費に係る就学援助費の支給(他の地方公共団体からのこれと同様の支給を含む。)を受けた保護者に係るものを除く。)
- エ 入学準備学用品費(入学予定者又は公立の中学校に就学する予定の小学校第6学年の児童のうち、当該年度の3月1日時点において準要保護児童生徒であり、引き続き当該年度の3月31日まで本町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内に居住しているものに係るものに限る。)
- オ 校外活動費
- カ 修学旅行費
- キ 通学費
- ク 児童生徒会費
- ケ PTA会費
- コ 部活動費
- サ 卒業アルバム代等
- シ オンライン学習通信費
- ス 学校給食費
- セ 医療費

(支給額)

第5条 就学援助費の支給額は、児童生徒等1人につき(オンライン学習通信に係る就学援助費の支給額にあつては、児童生徒の世帯につき)、別表に定める額の範囲内において、教育長が定める額とする。

(要保護児童生徒の認定基準)

第6条 要保護児童生徒として認定される者は、本町に居住する生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者(以下「被保護者」という。)とする。

(準要保護児童生徒の認定基準)

第7条 準要保護児童生徒として認定される者は、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内に居住している児童生徒等又は教育長が特別の事情があると認める児童生徒等であつて、当該児童生徒等の保護者が次の各号のいずれかに該当するもの(被保護者を除く。)であり、かつ、その世帯員の収入額等が当該世帯員の需要額を下回るものとする。

- (1) 生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止の措置を受けて3月に満たない者
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定により町民税が非課税である者
- (3) 多古町税条例(昭和29年多古町条例第22号)第51条第1項の規定により町民税の減免又は同条例第71条第1項の規定により固定資産税の減免を受けている者
- (4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条から第90条の3までの規定により保険料の減免を受けている者
- (5) 多古町国民健康保険税条例(昭和30年多古町条例第11号)第22条の2の規定により国民健康保険税の減免を受けている者
- (6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている者

- (7) 失業等により生活が困窮していると認められる者
- (8) 学校納付金が滞っており、当該児童生徒等が被服及び学用品等に不自由している状況にある等生活が極めて困窮していると認められる者
- 2 前項の世帯員の収入額等は、世帯員ごとの当該年度の初日の属する年の前年の所得の合計額並びに養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金その他教育長が認める財産及び諸収入を合算した額とする。ただし、次条第1項の規定による申請をする際に収入額等に変化が生じているときは、当該年の見込額とする。
- 3 第1項の世帯員の需要額は、当該世帯に係る次に掲げる額の合計額に1.5を乗じて得た額及び当該年度に要する学校給食費の実費相当額を合算した額とする。
  - (1) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)別表第1において居宅に係る基準生活費として掲げるもののうち、次に掲げるものについて、それぞれに定める額の合計額
    - ア 第1類の表に掲げる世帯員ごとの基準額の合計額に12を乗じて得た額
    - イ 第2類の表に掲げる基準額に12を乗じて得た額
    - ウ 第2類の表に掲げる地区別冬季加算額に5を乗じて得た額
  - (2) 保護基準別表第2に掲げるもののうち、児童生徒等ごとの基準額の合計額に12を乗じて得た額
  - (3) 保護基準別表第3に定める家賃、間代、地代等の額に12を乗じて得た額(認定申請)

第8条 要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定を受けようとする児童生徒等の保護者は、要保護及び準要保護児童生徒認定申請書(別記様式)により当該児童生徒が在籍する公立小中学校の校長又は入学予定者が就学する予定の公立の小中学校の校長(以下「校長」という。)を経由して教育長に申請しなければならない。

- 2 前項の保護者は、同項の規定による申請をしようとするときは、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、教育長は、公簿等により確認することができるときは、第1号に定める書類を省略させることができる。
  - (1) 要保護児童生徒 被保護者であることを証明する書類
  - (2) 準要保護児童生徒 世帯員の収入状況を証明する書類
- 3 校長は、第1項の規定による申請があったとき(準要保護児童生徒の認定に係るものに限る。)は、認定に係る児童生徒等の生活状況、学校納付金の納入状況等について、必要に応じて、教育長に副申するものとする。この場合において、校長は、必要に応じ担当民生委員児童委員の協力を得るものとする。
- 4 入学準備学用品費に係る就学援助費を入学予定者が入学する前に支給を受けようとする場合においては、当該入学予定者の保護者は、第1項の規定による申請を教育長が別に定める期間に申請しなければならない。  
(認定)

第9条 教育長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定の可否を決定したときは、その結果を書面により、校長を経由して前条第1項の保護者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定による申請の結果は、書面により保護者及び校長に通知するものとする。
- 3 教育長は、担当民生委員から申出があった場合は、要保護児童生徒及び準要保

護児童生徒の認定の可否についてその情報を提供するものとする。

(支給期間)

第10条 前条の規定により要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定を受けた保護者(以下「認定者」という。)が就学援助費の支給を受けることができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 要保護児童生徒の保護者 生活保護法第24条第3項又は第25条第1項の規定により保護が開始された日(第8条第1項の規定による申請があった年度以前の日である場合は、当該申請があった年度の4月1日)から当該年度の3月31日まで
- (2) 準要保護児童生徒の保護者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるとおりとする。

ア 第8条第1項の規定による申請が4月中にあった場合であって、当該申請に係る児童生徒が第1学年であるときは入学式の日、その他の学年であるときは休業日を除く前期の初日に公立小中学校に在籍しているとき 当該年度の4月1日から3月31日まで

イ アに規定する場合以外の場合 第8条第1項の規定による申請があった日の属する月の翌月の初日から当該年度の3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要と認める場合は、同項に規定する期間を変更することができる。

(支給方法等)

第11条 就学援助費(学校給食費(町内の公立小中学校に納付するものに限る。次項第1号において同じ。))及び医療費に係るものを除く。以下この項において同じ。)は、認定者が指定する口座に振り込むことにより支給する。ただし、特別な事情がある場合においては、教育委員会が適当と認める方法に変更することができるものとする。

2 次の各号に掲げる経費に係る就学援助費の支給は、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 学校給食費 教育長が認定者の委任を受け、学校給食センターに直接支払うものとする。
- (2) 医療費 教育長が必要と認める場合を除き、教育長が医療機関からの請求に基づき、その都度当該医療機関に直接支払うものとする。

3 就学援助費の支給時期は、7月、12月及び3月とする。ただし、入学準備学用品費の支給時期については、教育長が別に定める。

(支給台帳の作成及び実績報告)

第12条 校長は、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒ごとに支給台帳を作成し、就学援助費の支給状況について記録するものとする。

2 校長は、就学援助費の支給が完了したときは、速やかに、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒ごとの支給額を教育長に報告するものとする。

(事情変更の届出)

第13条 認定者は、第8条第1項の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに、校長を経由して教育長にその旨を届け出なければならない。

(認定の取消し)

第14条 教育長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の認定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により第9条第1項の認定を受けたとき。
  - (2) 生活保護法第24条第3項若しくは第25条第1項の規定により保護が開始されたとき又は同法第26条の規定により保護の停止若しくは廃止をされたとき。
  - (3) 第9条第1項の認定に係る児童生徒等が第6条又は第7条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき（入学準備学用品費に係る就学援助費の支給を受けた認定者に係る児童生徒等が当該年度の3月31日までに本町に住所を有しなくなったときを含む。）。
- 2 教育長は、前項の規定により第9条第1項の認定を取り消したときは、その旨を書面により校長を経由して当該認定を取り消された児童生徒等の保護者に通知するものとする。
- (就学援助費の返還)
- 第15条 教育長は、前条第1項の規定により認定を取り消したときは、期限を定めて、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (報告等)
- 第16条 教育長は、就学援助費の支給に関し必要があると認めるときは、保護者に対し就学援助費の支給に必要な範囲内で報告を求め若しくは当該職員に調査させることができる。
- (委任)
- 第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成20年2月1日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年3月25日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成21年3月25日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年6月22日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、第7条の規定は、平成24年7月9日から施行する。

#### 附 則(平成25年3月28日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年6月20日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成28年7月1日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月26日教育委員会規則第1号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月12日教育委員会規則第3号)  
この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年12月28日教育委員会規則第4号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日教育委員会規則第3号)  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月23日教育委員会規則第5号)  
この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和4年2月16日教育委員会規則第1号)  
この規則は、公布の日から施行し、この規則における改正後の別表第1規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年4月20日教育委員会規則第4号)  
この規則は、公布の日から施行し、この規則における改正後の別表第1規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年11月22日教育委員会規則第5号)  
(施行期日等)  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第4条、第5条及び別表の規定(オンライン学習通信費に係る部分に限る。)については、令和4年10月1日から適用する。

別表(第5条関係)  
別表

| 就学援助費の費目            |      | 支給額     | 内 容   |
|---------------------|------|---------|---|
| 学用品費                | 小学校  | 11,630円 | 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習の材料を含む。)の購入費       |
|                     | 中学校  | 22,730円 |   |
| 通学用品費<br>(第1学年を除く。) |      | 2,270円  | 児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費  |
| 入学準備学用品費            | 小学校  | 54,060円 | 入学予定者又は小学校第6学年の児童が翌年度の初めから公立小中学校に就学するにあたって、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費 |
|                     | 中学校  | 60,000円 |   |
| 新入学児童生徒学用品費         | 小学校  | 54,060円 | 新入学の児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費                                 |
|                     | 中学校  | 60,000円 |   |
| 校外活                 | 宿泊を伴 | 小学校     | 実費相当額   |
|                     |      |         | 学校行事として行う校外活動に参   |

|            |         |                      |   |  |
|------------|---------|----------------------|---|--|
| 動費         | わなないもの  |                      | (上限1,600円)  | 加するため直接必要な交通費及び見学料   |
|            |         | 中学校                  | 実費相当額<br>(上限2,310円)                                   |  |
|            | 宿泊を伴うもの | 小学校                  | 実費相当額<br>(上限3,690円)                                   | 学校行事として行う校外活動に参加するため直接必要な交通費、見学料及び宿泊料  |
|            |         | 中学校                  | 実費相当額<br>(上限6,210円)                                   |  |
| 修学旅行費      |         |                      | 実費相当額   | 修学旅行に参加するため直接必要な交通費、見学料、宿泊費及び均一に負担すべきその他の経費  |
| 通学費        |         |                      | 実費相当額   | 片道の通学距離が、児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上であり、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費                   |
| 児童生徒会費     |         |                      | 実費相当額   | 児童又は生徒が一律に負担すべき経費  |
| PTA会費      |         |                      | 実費相当額   | 児童又は生徒の保護者等が一律に負担すべき経費   |
| 部活動費       |         |                      | 実費相当額<br>(上限5,000円)                                   | 生徒が中学校の部活動の実施に必要な用具等で当該活動を行う生徒全員が個々に用意するものの購入費                                       |
| 卒業アルバム代等   | 小学校     | 実費相当額<br>(上限11,000円) | 小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費 |  |
|            | 中学校     | 実費相当額<br>(上限8,800円)  |   |  |
| オンライン学習通信費 |         |                      | 16,800円<br>(1世帯につき)                                   | ICTを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認めるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な経費 |
| 学校給食費      |         |                      | 実費相当額   | 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費   |
| 医療費        |         |                      | 実費相当額   | 学校の定期健康診断により発見された学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第7条各号に定める治療費                                |

## 備考

- 1 学用品費及び通学用品費に係る就学援助費の支給額は、年額であり、年度途中から就学援助費の支給を開始する場合は、支給額を11月で除して得た額に支給月数を乗じて得た額(10円未満の端数切捨て)を支給額とする。
- 2 宿泊を伴う校外学習費及び修学旅行費に係る就学援助費の支給は、年度につき1回を限度とする。

- 3 オンライン学習通信費に係る就学援助費の支給額は、年額であり、年度途中から就学援助費の支給を開始する場合は、支給額を12月で除して得た額に支給月数を乗じて得た額(10円未満の端数切捨て)を支給額とする。

第1号様式(第8条第1項関係)

多古町要保護及び準要保護児童生徒認定申請書

[別紙参照]

第2号様式(第9条関係)

多古町要保護・準要保護児童生徒認定(不認定)決定通知書

[別紙参照]

第3号様式(第12条第1項関係)

多古町就学援助費個人支給台帳

[別紙参照]

第4号様式(第12条第2項関係)

多古町就学援助費支給実績報告書

[別紙参照]

第5号様式(第14条第2項関係)

多古町要保護・準要保護児童生徒認定取消通知書

[別紙参照]